エネルギー使用合理化先進的技術開発費補助金（クリーンディーゼルエンジン技術の高度化に関する研究開発）
次世代地球観測衛星利用基盤技術の研究開発事業に係る委託費
石油資源遠隔探知技術の研究開発事業に係る委託費
太陽光発電無線送受電高効率化の研究開発に係る委託費
医工連携事業化推進事業に係る委託費
伝統的工芸品産業支援補助金
次世代エネルギー・社会システム実証事業に係る補助金
次世代エネルギー技術実証事業に係る補助金
新エネルギー等共通基盤整備事業に係る委託費
小水力発電モデル事業に係る補助金
地域バイオディーゼル流通システム技術実証事業費補助金
先進型坑廃水処理技術開発事業に係る委託費
下請中小企業・小規模事業者自立化支援事業に係る補助金
小規模事業者等ＪＡＰＡＮブランド育成・地域産業資源活用支援事業に係る補助金
中小企業・小規模事業者連携促進支援事業に係る補助金
ものづくり中小企業・小規模事業者等連携事業創造促進事業のうち戦略的基盤技術高度化支援事業に係る委託費及び補助金
二　独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構から交付する特定補助金等
次世代型超低消費電力デバイス開発プロジェクトに係る委託費及び助成金
ナノ炭素材料実用化プロジェクトに係る委託費及び助成金
革新的新構造材料等技術開発に係る委託費
インフラ維持管理・更新等の社会課題対応システム開発プロジェクトに係る委託費
先導的非化石エネルギー産業技術創出事業に係る助成金
先導的省エネルギー産業技術創出事業に係る助成金
次世代パワーエレクトロニクス技術開発プロジェクトに係る委託費及び助成金
エネルギー・環境新技術先導プログラムに係る委託費
戦略的イノベーション創造プログラムのうち革新的設計生産技術に係る委託費
希少金属代替省エネ材料開発プロジェクトに係る委託費及び助成金
次世代自動車向け高効率モーター用磁性材料技術開発事業に係る委託費
革新的省エネ化学プロセス技術開発プロジェクトに係る委託費及び助成金
次世代省エネ材料評価基盤技術開発プロジェクトに係る委託費及び助成金
再生医療の産業化に向けた評価基盤技術開発事業に係る委託費
次世代治療・診断実現のための創薬基盤技術開発事業に係る委託費
太陽熱エネルギー活用型住宅の技術開発に係る助成金
リチウムイオン電池応用・実用化先端技術開発事業に係る助成金
福祉用具実用化開発推進事業に係る助成金
未来医療を実現する医療機器・システム研究開発事業に係る委託費
戦略的省エネルギー技術革新プログラムに係る助成金
新エネルギーベンチャー技術革新事業に係る委託費及び助成金
新エネルギー系統対策蓄電システム技術開発に係る委託費及び助成金
洋上風力発電等技術研究開発に係る委託費及び助成金
戦略的次世代バイオマスエネルギー利用技術開発事業に係る委託費及び助成金
海洋エネルギー技術研究開発に係る委託費及び助成金
太陽光発電システム次世代高性能技術の開発に係る委託費
バイオ燃料製造の有用要素技術開発事業に係る委託費及び助成金
太陽光発電多用途化実証事業に係る助成金
風力発電高度実用化研究開発事業に係る委託費及び助成金
地熱発電技術研究開発事業に係る委託費及び助成金
バイオマスエネルギーの地域自立システム化実証事業に係る委託費及び助成金
再生可能エネルギー熱利用技術開発事業に係る委託費及び助成金
セルロース系エタノール生産システム総合開発実証事業に係る委託費
太陽光発電システム維持管理及びリサイクル技術開発に係る委託費及び助成金
固体高分子形燃料電池実用化推進技術開発に係る委託費及び助成金
固体酸化物形燃料電池等実用化推進技術開発事業に係る委託費及び助成金
水素利用技術研究開発事業に係る委託費及び助成金
三　独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構から交付する特定補助金等
地熱発電技術研究開発事業に係る委託費
四　全国中小企業団体中央会から交付する特定補助金等
中小企業活路開拓調査・実現化事業に係る助成金であって新技術に関する研究開発に係るもの

○経済産業省環境省告示第五号

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二条第十項の規定に基づき、環境省から交付する平成二十六年度予算に係る特定補助金等として、次に掲げるものを指定したので、告示する。

平成二十六年七月四日

経済産業大臣　茂木　敏充
環境大臣　石原　伸晃

地球温暖化対策技術開発等事業に係る委託費及び補助金
ＣＯ２排出削減対策強化誘導型技術開発・実証事業に係る委託費及び補助金

官庁報告

国家試験

介護福祉士国家試験の施行

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第40条第３項において準用する法第６条の規定により、第27回介護福祉士国家試験を次のとおり施行する。

なお、試験の実施に関する事務は、法第41条第１項の規定により指定試験機関として指定された公益財団法人社会福祉振興・試験センターが行う。

平成26年７月４日

厚生労働大臣　田村　憲久

１　試験期日

(1)　筆記試験　平成27年１月25日（日曜日）
(2)　実技試験　平成27年３月１日（日曜日）

２　試験地

(1)　筆記試験　北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、秋田県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県
(2)　実技試験　北海道、青森県、宮城県、東京都、石川県、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県、鹿児島県及び沖縄県

３　試験科目

(1)　筆記試験
領域：人間と社会
人間の尊厳と自立　人間関係とコミュニケーション　社会の理解
領域：介護
介護の基本　コミュニケーション技術　生活支援技術　介護過程
領域：こころとからだのしくみ
発達と老化の理解　認知症の理解　障害の理解　こころとからだのしくみ
総合問題（３領域（人間と社会、介護、こころとからだのしくみ）の知識及び技術を横断的に問う問題を、事例形式で出題）
(2)　実技試験　介護等に関する専門的技能